

ID: 196

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	入居の決定		
例規名 根拠条項	聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例 第7条第2項		
例規番号	平成16年 条例第24号		
<p>【根拠条文】 (入居の申込み及び決定) 第七条 前条に規定する入居者資格のある者で東山団地に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。 2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を東山団地の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>【基準】 第6条及び第8条の規定による。 (入居者の資格) 第六条 東山団地に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、前条に掲げる者にあつては第二号に掲げる条件を具備するものであれば足りるものとする。 一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第十二条において同じ。)があること。 二 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 三 市町村税の滞納のない者であること。 (入居者の選考) 第八条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき東山団地の戸数を超える場合の入居者の選考は、公開抽選により入居者を決定する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日